


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年2月17日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
近畿・中国における前田林業株式会社森林吸収源プロジェクト ～ママとちびっ子のふれあい森林吸収源プロジェクト～ 岡山県津山市加茂町森林分			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	前田林業株式会社		
住所	伊丹市伊丹3-6-22		
代表者氏名	前田 繁治	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	前田 多恵子	担当者 所属部署・役職	専務取締役
担当者 E-mail	taeko-maerin@nifty.com	担当者電話番号	072-782-5123
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	前田林業株式会社		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)			
	以下のうち当てはまる項目に☑		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。		
	<input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
	<input type="checkbox"/> その他()である。		

プロジェクト情報 ¹				
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0025			
プロジェクト登録日	2010 年 3 月 29 日			
プロジェクト概要	(登録時の内容に変更がない限り、登録時と同内容を記入する。)			
	1.プロジェクトの目的及び内容			
	<p>前田林業株式会社は半世紀以上に渡り、社有地においてスギ・ヒノキを中心に植栽し、下刈を行い、除間伐を続け林業を営んできました。しかしながら、昭和 55 年をピークに材価は下がり続け、大変厳しい経営環境下に現在おかれています。今後も間伐中心の施業を行い、CO₂ の吸収に貢献できる森林施業を行っていくためには CO₂ 吸収量をクレジット化し、販売することによって、森林整備に再投資を行うことが可能な基盤を整える必要があります。今回は岡山県津山市加茂町に所有するスギ・ヒノキ林の約 177ha において、列状、および定性間伐を実施し、CO₂ の吸収量を増大させます。</p>			
	2.プロジェクト実施前の状況			
	<p>前田林業株式会社所有の津山市加茂町の山林のうち、対象地の施業計画上のスギ・ヒノキ人工林の・齢級・樹種別の面積は以下の通りです。</p>			
	面積 (ha)	津山		総計
	齢級	スギ	ヒノキ	
	4		2.00	2.00
	5	0.31	13.49	13.80
	6		1.60	1.60
7	0.32	9.36	9.68	
8	2.46	4.28	6.74	
9	8.64	0.86	9.50	
10	21.40	39.83	61.23	
11	19.39	40.45	59.84	
12	5.29	2.91	8.20	
13	1.07	2.25	3.32	
16		0.42	0.42	
18	0.56	0.12	0.68	
総計	59.44	117.57	177.01	
<p>平成 5 年度から 14 年度まで、大臣認定の特定森林施業計画により、森林施業を実施しており、平成 14 年度から津山市において、森林施業計画により、森林施業を実施しています。</p> <p>概ね 3,000~5,000 本植栽後、除伐、間伐を実施し、長伐期施業により、高齢林においても間伐を実施しています。</p>				
3.排出削減・吸収の達成手段				
<p>所有森林において、列状、および定性間伐を実施することにより、CO₂ の吸収量を増大を図ります。間伐率は、列状・定性間伐ともに概ね 30%を限度とし、定性間伐</p>				

においては劣勢木、欠点木を中心に間伐を行い、良質材の林分を目指します。間伐作業は、当社職員により、ハーベスタ(ケスラー社)とフォワーダ(イワフジ)、スイングヤーダ(主にイワフジ社のレンタル機)を使用して行います。

また、当該森林整備計画を遵守した施業を行います。各市町村森林整備計画における間伐の方法は以下のとおり定められています。

●津山市森林整備計画書(計画期間:平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)
 間伐の標準的な方法については、1,2 回目は形質不良木を中心に、3 回目以降は形質不良木とともに生長の良い優勢木も選木の対象とする。間伐は樹冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた時期に開始するものとする。間伐率は、本数で 20～30%とするが、地位、植栽本数などにより、調整するものとする。

4.プロジェクトで使用する設備・機器等

本プロジェクトで使用する機器は、以下の通り。

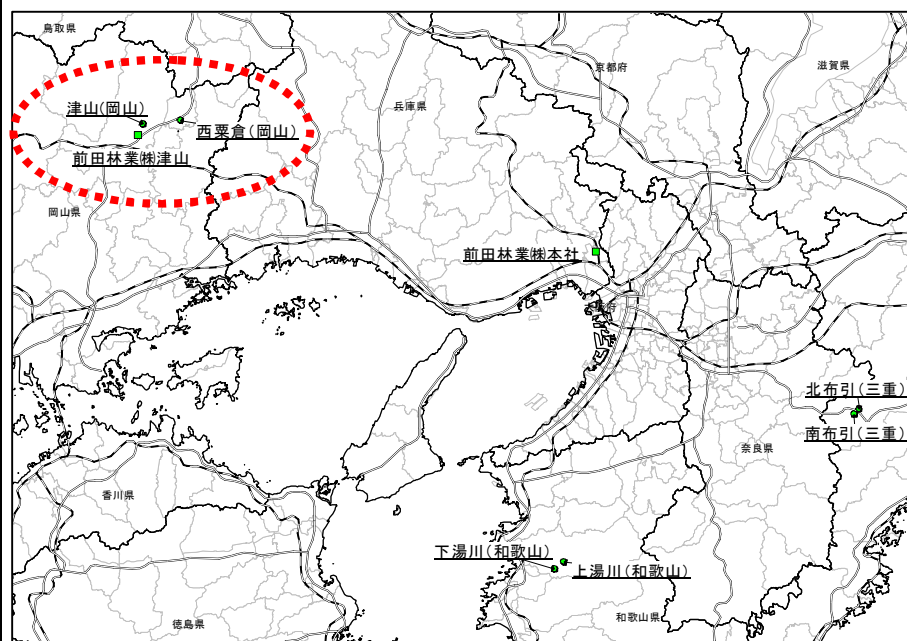
測量機器:ポケットコンパス:牛方製 レベルトラコン S-25、購入時期 2007 年 11 月

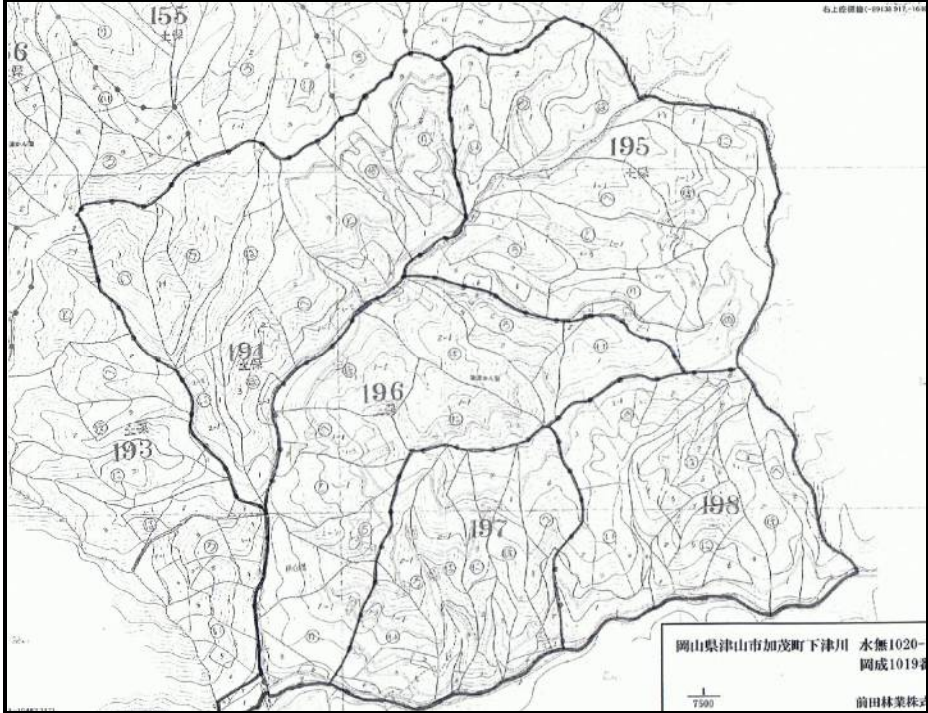
トウルーパルス 360B 購入時期 2010 年 7 月

樹高測定器:トウルーパルス 360B 購入時期 2010 年 7 月

5.プロジェクトの実施場所

(実施場所)



	 <p>津山市加茂町下津川 北緯 35 度 10 分 40 秒、東経 134 度 7 分 50 秒</p>
<p>モニタリング概要²</p>	<p><input type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>(1) 教育・訓練 本年度は初年度であることからモニタリングに関わる人全てに、初日に手順書を使ってモニタリングについて教育を行いました。 研修記録は別に資料 3 として添付します。</p> <p>(2) 測定機器の維持・管理 測定実施者が使用前に測定機器の点検を行いました。 点検の記録は別に資料 4 として添付します。</p> <p>(3) 情報の保管 純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、保存しています。 保存期間は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款の森林管理プロジェクト特約第 2 条に定める期間平成 35 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(4) データの確認 測量データについては転記ミスがないように、測量野帳から直接パソコンに入力した際に、データ入力者以外が入力内容についてチェックするように努めました。プロット調査についても同じように入力ミスがないように、データ入力者と吸収量算定確認者が読み合わせをおこないました。</p>

	<p>(5) 内部監査 平成 23 年 1 月 11 日に内部監査担当である追手門大学経営学部教授 梶原 晃氏が内部監査を実施し、データのサンプルチェックやモニタリングの手順の確認を行い、是正措置の指導を受けました。</p> <p>(6) 手順書の作成 モニタリングガイドラインに基づいて手順書を作成し、モニタリングに関わる人に配布しています。 手順書については資料 5-7 として添付します。</p>					
適用実施規則	オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 ver.1.4					
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.1.9					
適用方法論	方法論番号	R002 ver.2.0				
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)				
モニタリング結果						
モニタリング期間	2008年4月1日～2010年12月31日					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	1,079	1,067	794.		

¹ プロジェクト情報は、3 ページ以内で記述してください。

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入するほか、モニタリング体制と QA/QC 体制の有効性等に関することを記述してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>前田林業株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>✓ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 20px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 20px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>✓ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

✓ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

✓ ホームページ

ホームページ URL: http://homepage2.nifty.com/maeda-forest/index.html

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

✓ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。